証券コード2376
平成27年６月８日

株　主　各　位

大阪市中央区瓦屋町３丁目６番13号
株式会社サイネックス
代表取締役社長　村　田　吉　優

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　三重県松阪市駅部田町101番地　当社製作本部会議室

（**本店所在地とは異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。**）

３．目的事項

報告事項

１．第50期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件

２．会計監査人および監査役会の第50期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役７名選任の件

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎　事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.scinex.co.jp/ ）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による追加金融緩和策により、円安や株高傾向が継続したものの、個人消費は、消費税率の引き上げや円安による物価上昇により弱さが見られ、さらに新興国の成長鈍化や欧州の財政懸念等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。また、地方におきましては、政府による地域活性化政策に期待されるものの、地方経済の回復には相当の時間を要するものと思われます。

広告業界におきましては、テレビやインターネット広告を中心に、おおむね順調に推移したものの、当社の市場である地方の広告出稿意欲は依然として低調に推移しております。

このような経営環境において、当社グループは、官民協働の精神に基づき、地域社会の活性化を担う「社会貢献型企業」を目指して、地域行政情報誌『わが街事典』等の発行を中心に、官と民の連携により地域再生支援に取り組むとともに、中小事業者のプロモーションやソリューションを支援するサービスの提供をおこないました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高が対前期比7.9％増の108億３百万円、営業利益が対前期比3.8％増の６億81百万円、経常利益が対前期比8.1％増の７億91百万円、当期純利益が対前期比6.0％増の４億63百万円となりました。

また、個別決算の業績につきましては、売上高が対前期比12.3％増の88億67百万円、営業利益が対前期比3.6％増の７億円、経常利益が対前期比4.2％増の７億77百万円、当期純利益が対前期比0.2％減の４億50百万円となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

イ．プリントメディア事業

プリントメディア事業におきましては、官民協働発行による地域行政情報誌『わが街事典』は、発行地区の拡大をはかるとともに、再版の発行にも取り組み、京都府京都市や佐賀県佐賀市など新たに発行するとともに、北海道札幌市や大阪府箕面市など再版を発行し、また、初めて広域普通地方公共団体である埼玉県と発行するなど、当連結会計年度において169の県や市区町と共同発行いたしました。

50音別電話帳『テレパル５０』につきましても、引き続き積極的な広告販売活動に努めました。これらの結果、売上高は対前期比3.4％増の74億72百万円となりました。

ロ．ＩＴメディア事業

ＩＴメディア事業におきましては、ヤフー株式会社との販売提携による『スポンサードサーチ®』等のリスティング広告は代理店の販売貢献もあり好調に推移しました。ふるさと納税制度の一括業務代行に関する協定は、当連結会計年度において14の市や町と締結いたしました。また、連結子会社株式会社サイネックス・ネットワークの『トラベルサーチ』等旅行商品の販売は、夏場の天候不順の影響等もあり伸び悩んだものの、『わが街とくさんネット』等の物販事業がふるさと納税制度の一括業務代行の寄与もあり順調に推移し、売上高は対前期比19.5％増の33億31百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の状況は、主に製作本部におきまして、印刷機２台をＡ全版２色両面兼用機に更新し、生産能力の向上と製品の品質向上をはかりました。

ソフトウェア開発につきましては、販売管理システムを中心とする基幹システムの開発、更新を引き続きおこない、処理の高度化への対応をはかりました。

そのほか、設備の更新などを含めた当連結会計年度の設備投資総額は、１億82百万円となりました。

上記の設備投資につきましては、自己資金で賄っております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、募集株式の発行および社債発行等の資金調達はおこなっておりません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第47期 平成24年３月期	第48期 平成25年３月期	第49期 平成26年３月期	第50期 平成27年３月期 (当連結会計年度)
売　上　高（百万円）	9,566	9,808	10,016	10,803
経　常　利　益（百万円）	608	602	731	791
当期純利益（百万円）	298	401	437	463
１株当たり当期純利益	54円01銭	72円64銭	79円06銭	83円77銭
総　資　産（百万円）	7,442	8,017	8,583	8,940
純　資　産（百万円）	3,848	4,231	4,546	4,984

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サイネックス・ネットワーク	50,000千円	100.0%	電話帳等当社発行物の配布業務 インターネットを利用した食材、特産品、旅行商品等の販売業務

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、政府の経済政策や所得の向上による消費回復等により、国内景気の回復が期待されますが、国際情勢における地政学的リスクを背景とした海外経済の下振れリスクが懸念され、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

また、地方経済につきましては、政府による地域活性化政策に期待されますが、その効果が顕著となるには、相当の時間を要するものと思われます。

このような経営環境において、当社グループは、行政と民間企業による提携、すなわち、パブリック・プライベート・パートナーシップの理念に則り、民間活力を導入した公共サービスの充実をはかり、地域社会の発展を担う「社会貢献型企業」を目指して、官民協働で地域再生支援に取り組んでまいります。

さらに、官民協働による取り組みは、互いの持つ知恵や能力、経験により、新しい付加価値を創造する地域イノベーションが期待されます。その考え方に基づいて、地域情報の発信、特産品の販売や観光客の呼び込み、ふるさと納税活性化支援など、地域を活性化するような事業に取り組んでまいります。

官民協働事業を当社グループの中核事業と位置付け、行政との連携を強化し、地域社会の活性化に寄与する「社会貢献型企業」を目指してまいります。

あわせて、一層の原価低減、経費削減などにも取り組み、継続的に利益を確保する体制の構築に努めるとともに、コンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置付け、さらなる充実をはかってまいります。

①プリントメディア事業

プリントメディア事業におきましては、地域行政情報誌『わが街事典』は、引き続き全都道府県の政令指定都市から町村まで『わが街事典』の発行を提案するとともに、都道府県版の発行も模索し、発行エリアおよび顧客層の拡大をはかります。また、地域を活性化する、わが街再発見といったコンテンツの充実や多様化をはかるとともに、子育てや福祉、ゴミ分別などのジャンル別行政情報誌の発行も拡大してまいります。紙媒体の『わが街事典』等行政情報誌の電子書籍化も進め、ウェブとのメディアミックスにより、利便性の向上をはかってまいります。

さらに、『わが街ふるさと納税』や『わが街とくさんネット』等と連携し、地方自治体のトータルプロモーションの提案も進めてまいります。

50音別電話帳『テレパル５０』につきましては、引き続き行政情報や特集企画記事の掲載の拡充により、付加価値を高めてまいります。

②ＩＴメディア事業

ＩＴメディア事業におきましては、地域情報サイト『ＣｉｔｙＤＯ！』から官民協働による地域情報を発信し、『わが街事典』電子書籍版や、『ＣｉｔｙＤＯ！トラベル』をはじめとする旅行商品販売サイト、地域特産品販売サイト『わが街とくさんネット』等を包含し、検索した地域から、直接、電子書籍版の閲覧、旅行商品や特産品を購入できる仕組みを施し、情報発信力や利便性を向上させてまいります。

また、ヤフー株式会社との提携による『スポンサードサーチ®』などの『Yahoo!プロモーション広告』の販売も積極的に展開してまいります。

さらに、全国のふるさと納税制度の情報を発信するサイト『わが街ふるさと納税』により、ふるさと納税制度の利用促進を支援するとともに、地方自治体に対し、『わが街事典』で築いたパートナーシップに基づき、ふるさと納税事務の一括代行の提案もおこなってまいります。

連結子会社株式会社サイネックス・ネットワークにおきましては、旅行商品や物品販売サイトの取扱い品目の拡大を進めてまいります。

当社グループは、地域社会への貢献という経営理念の実現のため、地方自治体との官民協働事業を拡大し、地域社会の活性化を担う「社会貢献型企業」を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、50音別電話帳『テレパル５０』や地域行政情報誌『わが街事典』の発行、インターネット上における地域情報ポータルサイトの運営や、旅行企画商品、地域特産品および業務用食材のｅコマースを中心とした「メディア事業」をおこなっております。

①プリントメディア事業

全国32都府県で、広告収入により50音別電話帳『テレパル５０』を製作し、公共施設や一般家庭などを対象に無償で配布しております。また、地方自治体との官民協働事業として地域行政情報誌『わが街事典』等を発行し、行政情報のほか、歴史・文化等の地域情報や事業者の広告を掲載し、住民の利便性向上に貢献しております。

当社の子会社である株式会社サイネックス・ネットワークにおきましては、当社製品『テレパル５０』や『わが街事典』等の配布の他、外部受託によるチラシ等のポスティングをおこなっております。

②ＩＴメディア事業

官民協働による定住促進や観光情報を掲載した地域情報サイト『Ｃｉｔｙ ＤＯ！』の運営をおこなっているほか、ヤフー株式会社との販売提携により、『Yahoo!プロモーション広告』などを取扱っております。

当社の子会社である株式会社サイネックス・ネットワークにおきましては、『トラベルサーチ』や『楽たび』、『トラベルヒルズ』等の旅行業サイトにおいて旅行企画商品の販売や、『わが街とくさんネット』において地域特産品の販売、『食彩ネット』において業務用食材の販売をおこなっております。

(6) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

名称		所在地
当社	本店	大阪市中央区
	東京本部	東京都千代田区
	北日本営業部	仙台市太白区
	関東・信越営業部	栃木県宇都宮市
	首都圏営業部	さいたま市大宮区
	中部・北陸営業部	三重県松阪市
	関西営業部	大阪市中央区
	中国営業部	広島市安佐南区
	九州営業部	福岡市博多区
	製作本部	三重県松阪市
株式会社サイネックス・ネットワーク（子会社）	本店	大阪市中央区

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
727（ 20）名	＋25 （＋2）名

（注）１．使用人数は就業人員であり、常用パートを含んでおります。
２．使用人数の（外書）は、臨時使用人数（パートタイマー、派遣社員を含み、常用パートは除いております。）の当連結会計年度中の平均雇用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
703（20）名	＋20（＋2）名	37歳10ヶ月	10年０ヶ月

（注）１．使用人数は就業人員であり、常用パートを含んでおります。
２．使用人数の（外書）は、臨時使用人数（パートタイマー、派遣社員を含み、常用パートは除いております。）の当事業年度中の平均雇用人数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200,000千円
株式会社みずほ銀行	75,000
三重信用金庫	50,000
株式会社第三銀行	25,000

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　22,000,000株

② 発行済株式の総数　6,470,660株

③ 株主数　2,011名

④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社富士総研	1,619千株	29.3%
ヤフー株式会社	648	11.7
村田吉優	629	11.4
サイネックス従業員持株会	514	9.3
サイネックス共栄会	178	3.2
株式会社三井住友銀行	150	2.7
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	122	2.2
久保田貴幸	106	1.9
有限会社サンヨー	100	1.8
村田崇暢	67	1.2
村田将規	67	1.2

（注）１．当社は、自己株式を939,736株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	村田吉優	株式会社富士総研代表取締役 株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役社長
取締役	西田正彦	常務執行役員製作本部長兼工場総務部長
取締役	久保彰芳	常務執行役員ＩＴ事業営業本部長 兼Ｗｅｂメディア営業部長
取締役	濵口護也	常務執行役員業務本部長兼総務部長
取締役	下岡登	常務執行役員営業統括本部長 兼西日本営業本部長
取締役	塩野勝	常務執行役員企画開発本部長
取締役	渡邉幸一	執行役員東京本部担当
取締役	浅田秀樹	執行役員企画開発本部長代理 兼営業促進部長 システム開発・関係会社担当
取締役	山田大輔	ＩＴ事業営業本部Ｗｅｂメディア営業部副部長 ヤフー株式会社マーケティングソリューションカンパニーパートナー営業本部西日本営業部長
取締役	藤沢久美	株式会社ソフィアバンク代表取締役
常勤監査役	野田弘一	
監査役	福西哲男	
監査役	橋本博久	
監査役	井ノ口輔胖	ＨＩＲＯコンサルティング代表

（注）１．取締役藤沢久美氏は、社外取締役であります。
２．監査役野田弘一氏、監査役橋本博久氏および監査役井ノ口輔胖氏は、社外監査役であります。
３．監査役野田弘一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役藤沢久美氏、監査役野田弘一氏、監査役橋本博久氏および監査役井ノ口輔胖氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりです。

（1）取締役藤沢久美氏、監査役野田弘一氏および監査役井ノ口輔胖氏は、平成26年６月27日開催の第49回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

（2）監査役中西達雄氏および監査役永井春夫氏は、平成26年６月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

6．平成26年９月16日付にて、取締役の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏　名	新　役　職	旧　役　職
西田正彦	取締役常務執行役員 製作本部長兼工場総務部長	取締役常務執行役員 製作本部長兼工場総務部長 経営企画担当

7．平成27年１月１日付にて、取締役の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏　名	新　役　職	旧　役　職
下岡　登	取締役常務執行役員 営業統括本部長 兼西日本営業本部長	取締役常務執行役員 営業統括本部長 兼九州・中国営業本部長

8．取締役を兼務していない執行役員は小川弘氏であります。また、当事業年度末日後、執行役員として、平成27年４月１日付にて寺田正樹氏を選任いたしました。

9．平成27年４月１日付にて、取締役の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏　名	新　役　職	旧　役　職
西田正彦	取締役専務執行役員 製作本部長兼工場総務部長	取締役常務執行役員 製作本部長兼工場総務部長
塩野　勝	取締役常務執行役員 企画開発本部長 兼営業促進部長	取締役常務執行役員 企画開発本部長
浅田秀樹	取締役執行役員 経営企画・システム開発 ・関係会社担当	取締役執行役員 企画開発本部長代理 兼営業促進部長 システム開発・関係会社担当

10．平成27年４月１日付にて、取締役山田大輔氏のヤフー株式会社における役職が、次のとおり変更されました。

氏　名	新　役　職	旧　役　職
山田大輔	マーケティングソリューションカンパニーエリア・オンライン営業本部西日本営業部長	マーケティングソリューションカンパニーパートナー営業本部西日本営業部長

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額	摘　　要
取　締　役	9名	97,105千円	うち社外役員６名 10,825千円
監　査　役	6	10,225	
合　　計	15	107,330	

（注）１．使用人兼務取締役はおりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成３年６月26日開催の第26回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成３年６月26日開催の第26回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
４．上記には、平成26年６月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役２名（うち社外監査役２名）を含んでおります。また、当事業年度における取締役の人数は、同総会において新たに選任された１名（うち社外取締役１名）を合わせて10名ですが、無報酬の取締役が１名（うち社外取締役０名）就任しているため、上記の９名となっております。
５．上記の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労金に対する引当金繰入額（取締役８名に対し6,697千円、監査役１名（うち社外監査役１名）に対し375千円）が含まれております。
６．上記のほか、平成26年６月27日開催の第49回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金支給額は次のとおりであります。
監　査　役　１名（うち社外監査役１名）　962千円
（上記金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、監査役分962千円が含まれております。）

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
・取締役藤沢久美氏は、株式会社ソフィアバンクの代表取締役であります。同社と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
・監査役井ノ口輔胖氏は、ＨＩＲＯコンサルティングの代表であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	出席状況	発言状況
藤沢久美 （社外取締役）	取締役会　82% （11回中９回）	日本初の投資信託評価会社を起業し、また、公職も歴任されており、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。
野田弘一 （社外監査役）	取締役会 100% （11回中11回） 監査役会 100% （10回中10回）	公認会計士の資格を有しており、主に会計的な側面から指導・助言をいただいております。
橋本博久 （社外監査役）	取締役会 100% （13回中13回） 監査役会 100% （13回中13回）	金融機関や一般事業会社においてビジネス経験を有しており、役員として経営に関与したこともあることから、主に企業実務面から指導・助言をいただいております。
井ノ口輔胖 （社外監査役）	取締役会 100% （11回中11回） 監査役会 100% （10回中10回）	長年にわたり地方行政に携わり、豊富な経験と見識や、行政書士としての専門知識も有していることから、主に企業実務面から指導・助言をいただいております。

（注）１．取締役藤沢久美氏、監査役野田弘一氏および監査役井ノ口輔胖氏につきましては、平成26年６月27日の就任以降の実績を記載しております。

２．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループを存続させていく上で、コンプライアンスの遵守を経営上の最重要課題と位置付け、コンプライアンス・マニュアル等の規程を制定し、取締役および使用人が遵守する体制を整備する。

ロ．コンプライアンスの実効性を確保するため、コンプライアンス責任者を任命してコンプライアンス推進委員会を所管させ、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上をはかる。

ハ．当社グループにおける財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムおよびその運用の有効性を評価する体制の整備を適切に進めていく。

ニ．当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口を設置する。

ホ．当社グループにおける業務執行の実施状況を点検・監視し、不備な点があれば自律的に改善するため、組織体内の独立的な機能として、代表取締役社長直属の内部監査室を設ける。

ヘ．当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たないことを基本方針とし、当該方針に基づき企業行動憲章や役職員行動規範等を策定し、社内への周知徹底をはかる。また、事故発生時には、所轄の警察署等関係行政機関や、法律の専門家と連携して、速やかな対処をおこなう。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、法令や文書管理規程等の社内規程に基づきおこなう。

ロ．取締役の職務の執行にともない取得する個人情報については、個人情報保護方針を定め、個人情報保護遵守に努める。

③　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループの事業を取り巻く損失の危険に対して、課題の抽出・把握、対応策の検討ならびに全社への情報伝達など、リスク発生時に迅速で適切な対応をおこなう組織を構築するため、当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジメント基本規程を制定する。

ロ．リスクマネジメント基本規程に基づき、当社グループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスクマネジメント委員会を設置する。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

イ．当社グループは、取締役会において、経営の基本方針や会社法等法令・社内規程に定める重要事項を決定し、業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督する。

ロ．当社グループは、各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を、稟議規程に基づき適正かつ効率的におこなう。

ハ．当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用し、執行役員は、代表取締役社長の指揮の下、取締役会で決定する基本方針に基づき業務執行を担う。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、社内規程に基づき当社取締役会の決議によりおこなう。

ロ．当社グループの業務の適正を確保するため、子会社担当執行役員は、社内規程に基づき子会社業務全般を統括する。

ハ．当社グループの経営管理状態を定期的に調査するため、子会社に対し、経営管理に関する支援および指導をおこなう。

ニ．内部監査室は、グループ全体の経営目標の達成の観点から、子会社の内部監査をおこなう。

ホ．子会社担当執行役員は、関係会社管理規程に基づき、経営上重要な事項について、取締役会に報告をおこなう。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人事担当執行役員は監査役と協議し、使用人を配置するものとする。

ロ．監査役の職務の補助にあたる使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

ハ．監査役の職務の補助にあたる使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社および子会社の取締役、使用人および子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従いただちに当社の監査役に報告する。

ロ．当社の常勤監査役を当社グループの社内通報制度の担当窓口とする。

ハ．監査役に報告をおこなった者に対して、当該報告をおこなったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもおこなわないものとする。

⑧　その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議等への出席もしくは議事録等の閲覧を求めることができるとともに、当社および子会社の業務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる体制を整える。

ロ．内部監査室は、監査役会に対し、内部監査の実施状況、結果について報告をおこなう。

ハ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払い、または債務を処理するものとする。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	5,458,724	流動負債	2,582,981
現金及び預金	4,009,662	買掛金	400,156
受取手形及び売掛金	996,591	短期借入金	350,000
有価証券	30,015	リース債務	74
商品及び製品	78,511	未払法人税等	170,327
仕掛品	99,693	未払消費税等	189,287
原材料及び貯蔵品	25,191	賞与引当金	153,974
繰延税金資産	83,803	前受金	1,014,040
その他	156,587	その他	305,119
貸倒引当金	△21,330	固定負債	1,372,625
固定資産	3,481,693	役員退職慰労引当金	88,918
有形固定資産	1,269,126	退職給付に係る負債	1,283,707
建物及び構築物	363,182	負債合計	3,955,606
機械装置及び運搬具	211,415	（純資産の部）	
土地	639,761	株主資本	5,044,684
リース資産	17,572	資本金	750,000
その他	37,195	資本剰余金	552,095
無形固定資産	124,966	利益剰余金	4,019,942
投資その他の資産	2,087,600	自己株式	△277,354
投資有価証券	563,602	その他の包括利益累計額	△59,872
長期貸付金	8,843	その他有価証券評価差額金	10,124
長期預金	100,000	退職給付に係る調整累計額	△69,997
繰延税金資産	418,364	純資産合計	4,984,811
保険積立金	540,829		
敷金及び保証金	315,436		
その他	154,151		
貸倒引当金	△13,627		
資産合計	8,940,418	負債・純資産合計	8,940,418

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**10,803,477**
売上原価		**4,666,863**
売上総利益		**6,136,614**
販売費及び一般管理費		5,455,281
営業利益		**681,332**
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,385	
受取家賃	22,592	
保険解約返戻金	36,150	
貸倒引当金戻入額	1,189	
為替差益	50,758	
その他	10,786	129,861
営業外費用		
支払利息	5,203	
複合金融商品評価損	13,360	
その他	1,190	19,753
経常利益		**791,440**
特別利益		
固定資産売却益	3,551	
受取補償金	10,814	14,366
特別損失		
固定資産売却損	2,666	
固定資産除却損	3,797	
投資有価証券評価損	5,687	
その他	808	12,960
税金等調整前当期純利益		**792,847**
法人税、住民税及び事業税	308,207	
法人税等調整額	21,293	329,500
少数株主損益調整前当期純利益		**463,346**
少数株主利益		－
当期純利益		**463,346**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　残高	750,000	552,095	3,613,919	△277,293	4,638,721
会計方針の変更による累積的影響額			△2,013		△2,013
会計方針の変更を反映した当期首残高	750,000	552,095	3,611,905	△277,293	4,636,708
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△55,309		△55,309
当期純利益			463,346		463,346
自己株式の取得				△60	△60
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	408,036	△60	407,976
平成27年３月31日　残高	750,000	552,095	4,019,942	△277,354	5,044,684

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日　残高	2,488	△94,411	△91,922	4,546,798
会計方針の変更による累積的影響額				△2,013
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,488	△94,411	△91,922	4,544,785
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△55,309
当期純利益				463,346
自己株式の取得				△60
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	7,636	24,414	32,050	32,050
連結会計年度中の変動額合計	7,636	24,414	32,050	440,026
平成27年３月31日　残高	10,124	△69,997	△59,872	4,984,811

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　　1社

② 連結子会社の名称

株式会社サイネックス・ネットワーク

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ．デリバティブの評価基準及び評価方法

・デリバティブ	時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、仕掛品、原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
・貯蔵品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年～58年
機械装置及び運搬具	２年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支払に備えるため、規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

(6) 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.59％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.01％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.21％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は50,473千円減少し、法人税等調整額が47,555千円、その他有価証券評価差額金が504千円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が3,422千円減少しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が3,239千円増加し、利益剰余金が2,013千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,219千円増加しております。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

建　　物	260,496千円
土　　地	347,783千円
計	608,279千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	250,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,086,807千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,470,660株	－株	－株	6,470,660株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	55,309	10	平成26年3月31日	平成26年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	55,309	利益剰余金	10	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用しております。運転資金については、主に自己資金で賄っておりますが、必要に応じて金融機関からの借入により短期的な資金調達をしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式と債券（社債）であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）であり、長期借入金はありません。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)(*)	時価(千円)(*)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,009,662	4,009,662	－
(2) 受取手形及び売掛金	996,591	996,591	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	576,095	576,095	－
(4) 買掛金	(400,156)	(400,156)	－
(5) 短期借入金	(350,000)	(350,000)	－

(*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券及び投資有価証券はその他有価証券として保有しております。

(4) 買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．非上場株式等（連結貸借対照表計上額17,522千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　901円26銭

(2) １株当たり当期純利益　　83円77銭

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	5,148,879	流動負債	2,417,429
現金及び預金	3,780,066	買掛金	344,067
受取手形	337	短期借入金	350,000
売掛金	928,338	リース債務	74
有価証券	30,015	未払金	121,017
製品	78,454	未払費用	151,943
仕掛品	99,693	未払法人税等	168,784
原材料及び貯蔵品	24,317	未払消費税等	183,821
前払費用	39,076	前受金	924,880
繰延税金資産	83,803	預り金	21,602
その他	104,758	賞与引当金	150,522
貸倒引当金	△19,981	その他	714
固定資産	3,573,901	固定負債	1,263,323
有形固定資産	1,268,092	退職給付引当金	1,174,404
建物	358,850	役員退職慰労引当金	88,918
構築物	4,333	負債合計	3,680,752
機械及び装置	205,790	（純資産の部）	
車両運搬具	5,624	株主資本	5,031,903
工具、器具及び備品	36,160	資本金	750,000
土地	639,761	資本剰余金	552,095
リース資産	17,572	資本準備金	552,095
無形固定資産	115,707	利益剰余金	4,007,161
ソフトウェア	115,224	利益準備金	20,890
のれん	483	その他利益剰余金	3,986,271
投資その他の資産	2,190,100	特別償却準備金	7,486
投資有価証券	563,602	別途積立金	3,312,720
関係会社株式	172,164	繰越利益剰余金	666,064
出資金	8,050	自己株式	△277,354
長期貸付金	8,843	評価・換算差額等	10,124
長期前払費用	128,758	その他有価証券評価差額金	10,124
長期預金	100,000	純資産合計	5,042,028
繰延税金資産	385,747		
保険積立金	540,829		
敷金及び保証金	285,974		
その他	9,757		
貸倒引当金	△13,627		
資産合計	8,722,780	負債・純資産合計	8,722,780

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,867,146**
売上原価		**2,945,826**
売上総利益		**5,921,320**
販売費及び一般管理費		5,221,047
営業利益		**700,273**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,287	
有価証券利息	5,042	
受取家賃	24,092	
貸倒引当金戻入額	1,070	
為替差益	50,758	
その他	12,398	96,648
営業外費用		
支払利息	5,166	
複合金融商品評価損	13,360	
その他	927	19,453
経常利益		**777,467**
特別利益		
固定資産売却益	3,551	
受取補償金	10,814	14,366
特別損失		
固定資産売却損	2,666	
固定資産除却損	3,797	
投資有価証券評価損	5,687	
その他	808	12,960
税引前当期純利益		**778,873**
法人税、住民税及び事業税	306,654	
法人税等調整額	21,293	327,947
当期純利益		**450,926**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日　残高	750,000	552,095	552,095	20,890	9,521	2,912,720	670,631	3,613,764	△277,293	4,638,566
会計方針の変更による累積的影響額							△2,219	△2,219		△2,219
会計方針の変更を反映した当期首残高	750,000	552,095	552,095	20,890	9,521	2,912,720	668,412	3,611,545	△277,293	4,636,347
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩					△2,034		2,034	－		－
別途積立金の積立						400,000	△400,000	－		－
剰余金の配当							△55,309	△55,309		△55,309
当期純利益							450,926	450,926		450,926
自己株式の取得									△60	△60
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△2,034	400,000	△2,348	395,616	△60	395,556
平成27年３月31日　残高	750,000	552,095	552,095	20,890	7,486	3,312,720	666,064	4,007,161	△277,354	5,031,903

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日　残高	2,488	2,488	4,641,054
会計方針の変更による累積的影響額			△2,219
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,488	2,488	4,638,835
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩			－
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△55,309
当期純利益			450,926
自己株式の取得			△60
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	7,636	7,636	7,636
事業年度中の変動額合計	7,636	7,636	403,192
平成27年３月31日　残高	10,124	10,124	5,042,028

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．製品、仕掛品、原材料　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ．貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年～58年

機械及び装置　　４年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

②　消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が3,445千円増加し、繰越利益剰余金が2,219千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,188千円増加しております。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

建　　物	260,496千円
土　　地	347,783千円
計	608,279千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	250,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額……2,085,435千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権……406千円

短期金銭債務…… 47,167千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益……6,971千円

営業費用……505,773千円

営業取引以外の取引……3,250千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	939,690株	46株	―	939,736株

(注) 自己株式数の増加46株は、単元未満株式買取りによるものであります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,157千円
賞与引当金超過額	49,687千円
投資有価証券評価損	29,430千円
退職給付引当金超過額	378,275千円
役員退職慰労引当金超過額	28,640千円
会員権評価損	12,755千円
貸倒引当金超過額	9,973千円
減損損失	46,899千円
その他	17,625千円
繰延税金資産小計	586,445千円
評価性引当額	△108,483千円
繰延税金資産合計	477,962千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△3,600千円
その他有価証券評価差額金	△4,810千円
繰延税金負債合計	△8,411千円
繰延税金資産の純額	469,551千円

追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.59％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.01％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.21％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は47,050千円減少し、法人税等調整額が47,555千円、その他有価証券評価差額金が504千円、それぞれ増加しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　911円61銭

(2) １株当たり当期純利益　　81円53銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

株式会社サイネックス
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増　田　明　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柴　田　芳　宏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サイネックスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイネックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

株式会社サイネックス
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　増　田　明　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴　田　芳　宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サイネックスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月18日

株式会社サイネックス　監査役会

常勤監査役　野　田　弘　一　㊞

監　査　役　福　西　哲　男　㊞

監　査　役　橋　本　博　久　㊞

監　査　役　井ノ口　輔　胖　㊞

（注）監査役野田弘一、橋本博久及び井ノ口輔胖は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定かつ継続して実施していくことを基本方針としております。第50期の期末配当は、当社基本方針に基づき、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は55,309,240円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えるとともに、経営体質の強化をはかるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　400,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　400,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行をおこなわない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条（取締役の責任免除）および第34条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、定款第27条の変更に関しましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第27条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第27条　（現行のとおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第34条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第34条　（現行のとおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため３名減員し、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	むらたよしまさ 村田吉優 （昭和25年８月11日）	昭和53年10月　当社入社 昭和56年８月　当社取締役 平成２年６月　当社代表取締役副社長 平成９年３月　当社代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社富士総研代表取締役 株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役社長	629,760株
2	にしだまさひこ 西田正彦 （昭和33年３月30日）	昭和56年10月　当社入社 平成14年４月　当社製作本部副本部長 平成16年４月　当社社長室長 平成16年６月　当社執行役員 平成17年４月　当社製作本部長 平成17年６月　当社取締役（現任） 平成18年４月　当社常務執行役員 平成20年４月　当社経営企画室長 平成22年４月　当社製作本部長兼工場総務部長（現任） 平成23年４月　当社経営企画担当 平成27年４月　当社専務執行役員（現任）	19,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	はまぐち もりや 濵口護也 （昭和31年２月10日）	昭和62年４月　当社入社 平成13年４月　当社業務本部長 平成15年６月　当社取締役（現任） 平成16年６月　当社執行役員 平成18年４月　当社常務執行役員（現任） 平成19年１月　当社業務本部経理部長 平成23年４月　当社業務本部長兼総務部長（現任）	29,000株
4	しおの まさる 塩野勝 （昭和28年10月31日）	平成９年９月　当社入社 平成18年４月　当社業務本部営業推進部長 平成20年４月　当社執行役員営業推進統括部長兼官民協働事業推進室長 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成24年４月　当社企画開発本部長（現任） 平成25年４月　当社常務執行役員（現任） 平成27年４月　当社企画開発本部営業促進部長（現任）	5,500株
5	あさだ ひでき 浅田秀樹 （昭和31年７月22日）	平成14年１月　当社入社 平成18年４月　当社社長室担当部長 平成22年４月　当社営業推進本部営業促進部長兼経営企画室担当部長 平成22年５月　当社執行役員（現任） 平成23年４月　当社システム開発・関係会社担当（現任） 平成24年４月　当社企画開発本部長代理兼営業促進部長 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成27年４月　当社経営企画担当（現任）	3,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
6	山田大輔（やまだだいすけ） （昭和52年３月６日）	平成20年４月　ヤフー株式会社入社 平成24年７月　同社マーケティングソリューションカンパニープロモーション広告本部西日本営業部長 平成25年４月　同社マーケティングソリューションカンパニーパートナー営業本部西日本営業部長 平成25年６月　当社取締役ＩＴ事業営業本部Ｗｅｂメディア営業部副部長（現任） 平成27年４月　ヤフー株式会社マーケティングソリューションカンパニーエリア・オンライン営業本部西日本営業部長（現任）	なし

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
7	ふじさわくみ 藤沢久美 （昭和42年３月15日）	平成７年４月　株式会社アイフィス設立代表取締役就任 平成16年11月　株式会社ソフィアバンク取締役 平成17年４月　法政大学大学院客員教授 一般社団法人投資信託協会理事（現任） 平成18年６月　トレンダーズ株式会社監査役 平成18年７月　シンメトリー・ジャパン株式会社取締役 平成23年６月　日本証券業協会公益理事（現任） 平成24年２月　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構取締役（現任） 平成25年６月　株式会社静岡銀行社外取締役（現任） ミュージックセキュリティーズ株式会社監査役（現任） 平成25年８月　株式会社ソフィアバンク代表取締役（現任） 平成26年６月　豊田通商株式会社社外取締役（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任） 平成26年７月　株式会社お金のデザイン取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ソフィアバンク代表取締役	なし

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者藤沢久美氏は、社外取締役候補者であり、また、過去当社の社外取締役でありました。当社は、藤沢久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3．社外取締役候補者とした理由
藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンク（通称シンクタンク・ソフィアバンク）の設立に参画して、現在同社の代表取締役を務めております。また、総務省情報通信審議会委員や鳥取県経済再生成長戦略会議の委員を務めるなど、公職を歴任されております。当社が官民協働事業を推進し、社会貢献型企業を目指していくなかで、藤沢久美氏の豊富な経験や見識が、当社の経営や監督に活かされると判断したものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

4．当社は、藤沢久美氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、藤沢久美氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

5．藤沢久美氏の氏名は職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は角田久美氏であります。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます久保彰芳氏、下岡登氏および渡邉幸一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従って相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、久保彰芳氏および下岡登氏につきましては取締役会の決議に、渡邉幸一氏につきましては、監査役在任期間分は監査役の協議に、取締役在任期間分は取締役会の決議に、ご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

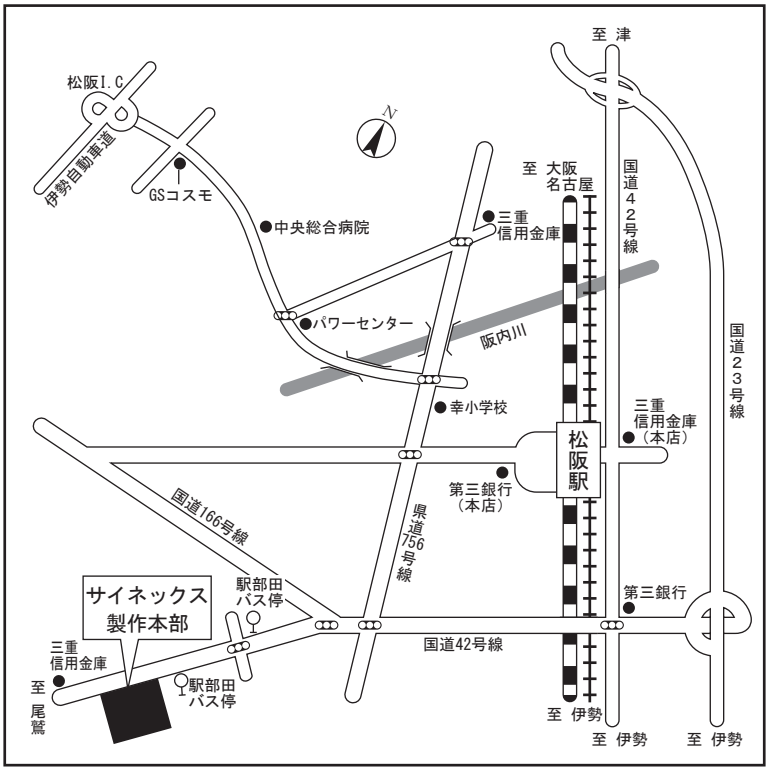
氏名（ふりがな）	略歴
久保　彰芳（くぼ　あきよし）	平成17年６月　当社取締役（現任）
下岡　登（しもおか　のぼる）	平成20年６月　当社取締役（現任）
渡邉　幸一（わたなべ　こういち）	平成22年６月　当社常勤監査役 平成24年６月　当社取締役（現任）

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

三重県松阪市駅部田町101番地
当社製作本部会議室
電話　0598－26－1521（代表）



《交通のご案内》
近鉄山田線・ＪＲ紀勢本線松阪駅下車
三重交通バス松阪駅前乗場③番「パークタウン学園前」行き、または④番「大石」「シャープ正門前」行きにて約10分「駅部田」下車徒歩約３分